

◇ 資 料 ◇

ダニエル・アーキブージ/デヴィッド・ヘルド
コスモポリタン民主政：方途と主体

中 谷 義 和(訳)*

I. はじめに

冷戦が終焉し、民主化の新しい波が緒についた頃、この論文の筆者である我々はコスモポリタン民主政の理念を提示している。当時、新しい革袋に古いワインを注いでいるのではないかという意識にとらわれた¹⁾。というのも、世界政治が透明性と説明責任を、また参加を強化し、法の支配を尊重すべきものとすると、何が求められるかを明らかにしようとする試みについては既に、イマヌエル・カントに発し、リチャード・フォークに至る一連の先駆的業績が残されていたからである。だが、国民国家を超えるレベルの「民主政」がひとつの概念となり得るだけでなく、実践に転化し得ることであるし、すべきことでもあるとする考えには、当時でも、どこか新奇なところがあった。

1989年までに出版された国際関係のテキストブックを通覧して驚かざるを得ないことは、その多くに「民主政」という言葉が見当たらないことである。この言葉を見つけることができたとしても、多くは国内の政治レジームとのかかわりにおいてのことであって、民主的ルールをもって世界政治を再編し得るかどうかという問題と結びついているわけではない。国際組織すらも、多くは政府間機関にすぎないと見なされているし、その民主化が展望されているわけではない。また、EUは民主的レジームの諸国だけからなる最初の国際組織であり、その運用には民主的規範を宿しているとされつつも、国民的争点を超える課題に、どのように公的に対処し得るかという視点からではなくて、構成国の主権的決定をどの程度に制約できるかという視点から検討されている。この状況は民主政の理論についても大同小異である。というのも、民主政について論じたテキストブックの多く（この論文のひとりの著書の第1版を含めて）は、国境を越えるレベルの民主政について論じてはいな

* なかたに・よしかず 立命館大学法学部教授

いからである²⁾。この分野のテキストブックの多くは、市とカウンティや中央政府の決定がどのように民主政を育て、あるいは、阻止するかについては詳細に論じているとしても、民主政の理論は国境を前に足踏みをしていて、このレベルを越える分析に及び得てはいない。これには冷戦という歴史状況も影を落としていて、国際システムの民主政の深化を試みるができなかったと言えよう。

ベルリンの壁の崩壊後、グローバルな諸変化が起こり、そのなかで、研究者や政策立案者は民主政について再考しだした。その結果、現代民主政の理論状況は大きく変わり、国際関係論と民主政理論はいずれも、「国境を越える民主政」について検討すべきであると見なすに至った。国際関係に関する近年のハンドブックの多くは、国際機構に占める民主政の位置について、また、国民型民主政に与えるグローバル化のインパクトについて少なくとも 1 章を割いている。この点は民主政に関するハンドブックについても妥当することであって、多くの場合、終章において民主政の価値を国際システムにまで拡張すべきでないかという問題について論じている。もちろん、だれもがコスモポリタン民主政が必要であると、あるいは、望ましいことであると判断しているわけではない。我々は、コスモポリタン民主政とは、グローバルなレベルを含めて、多様なレベルで民主的ガバナンスを構築しようとする試みであると規定する。すると、市民は自らの国家レベルの統治だけでなく、これから自立した形態で世界政治にも参加すべきことになる。このようにコスモポリタン民主政を理解すると、世界政治の転換は国内政策の前進的変化を呼び得ることにもなる。とりわけ、グローバル政治をもって説明責任と代表性を高めることができれば、国内政治に大きなインパクトを与え、それぞれの政治的コミュニティは自らの政治諸制度をより確かなものとするができると思われる。後に検討するが、だから、我々はグローバルというより、コスモポリタン民主政について語るのである。グローバル・ガバナンスの民主化は、確かに、コスモポリタン民主政の主要目的のひとつであるが、唯一の目標とは言えない。すると、「コスモポリタン民主政」という言葉で何を指すかが問われることになるが、グローバルなレベルにとどまらず、ローカル・ナショナル・リージョナルなレベルにおける変革を結合することで非暴力と政治的平等を、また、民衆によるコントロールを高めることを目指すものであると言える。

コスモポリタン民主政の支持者と反対者のいずれが多数かとなると、恐らく、反対派の方が多いと言えよう。ロバート・ダール、ラルフ・ダーレンドルフ、デヴィッド・ミラー、フィリップ・シュミッターを始めとする論者の多くは、丁寧さの濃淡はあるにせよ、国家を越えて民主政を適用しようとする考えは時期尚早であ

り、素朴すぎると、あるいは、間違っているし、危険ですらあると論じている。他方で、アレン・ブキャナン、ロバート・コヘン、アンドルー・マラヴィスクを始めとする論者たちは、国際システムが多元主義と正統性や説明責任を高くするだけで十分であると、また、こうした中心概念に訴えれば、民主政という厄介な概念に悩まずにすむと主張している。例えば、ブキャナンを中心とするグループは、諸個人が直接選挙をもって世界議会を組織するという方法で世界政治に直接的に参加する必要はないし、望ましいことでもないとする。この立場からすると、世界政治を制御しようとするのであれば、国際組織の説明責任を高めるとともに、諸政府が法の支配に服することが、また、民主的諸国の数を世界的に増やすことが求められることになる。さらには、ユルゲン・ハバーマス、リチャード・フォーク、ウルリッヒ・ベック、メアリー・カルドー、アンドルー・リンクレター、ジョン・ドライゼク、トニー・マッグルー、ジャン・アート・ショルト、サスキア・サッセンを始めとする論者たちは、視点を異にしつつも、コスモポリタン民主政の展開にかかわる著作を残している。そして、多くの若い世代の研究者たちはコスモポリタン民主政という理念に興味を覚えるなかで、新鮮な理念を提示し、分析手法の精緻化を試みている。

コスモポリタン民主政というプロジェクトは学界の言説に留めおかれていたわけではない。既に、知的議論をもって現実世界をどのように変えるべきかという課題についても検討されている。だが、学界の言説が思いのほか成功をみたのにたいし、世界政治の民主的転換を実現しようとする営為となると、それほど多くの成果が残されているわけではない。実際、この20年間に多くの提案が検討されているが、実施されているわけではない。諸制度を変更し、再編しようとする長い時間を要することを想起すれば、これは驚くべきことでもない。とはいえ、修辞に過ぎないとしても、少なくとも、いくつかの変化を認めることができる。例えば、1990年代の初期以降、国際機関の指導層は、明らかに、世界政治の民主化が求められていると判断するに至っている³⁾、政治家たちも公益を語るだけで自らの活動を正統化し得なくなっている。その結果、国際組織は、今や、外交サークルにとどまらず、広く世論に対する説明責任も自覚するようになった。

世論に開かれたものとなれば、実質的転換を呼び得るか、それとも、表面的変化に留まるかとなると、予測しがたいものがある。だが、民主的グローバル・ガヴァナンスへの漸次的移行の可能性という視点からすると、いくつかの長期的傾向を予想することはできる。例えば、決定設定の過程でアクターたちの意見が求められねばならないが、その数もかなり増えていて、国際関係における多元主義的体制が着

実に形成されている⁴⁾。また、説明責任の実践という点でも重要な変化を認めることができるし、ジョン・キーンが「モニター型民主政」と呼んでいる状況も浮上している。すると、今や、政治コミュニティの外部で実施されている民主的レジームのアセスメント方式の多くが導入されていることになる。この点では、国連人権評議会やヨーロッパ評議会のような国際組織を、また、アムネスティ・インターナショナルやフリーダム・ハウスのような独立の非政府組織 (NGO) を、さらには、労働組合と実業組織を挙げることができる。こうした組織の全てによって、各国の透明性や腐敗の程度が、また、人権レジームが監視されている。このような展開をみたことで、世界政治は説明責任と透明性を、また、代表性や人権の尊重を自覚することになった。こうして、権力政治は大きく変容し、我々が「コスモポリタン民主政」と呼んでいる方向を展望し得ることになった。

本稿では、これまで十分な検討に及び得なかった問題について、つまり、だれがコスモポリタン民主政の推進主体となり得るかについて論ずることにする。というのも、別の論稿では、なぜコスモポリタン民主政が求められるかについて論じ、その理由を明らかにするとともに⁵⁾、その可能性についても検討しているが⁶⁾、どのような社会的・経済的・政治的過程のなかで、このモデルで示唆した政治革新の担い手が登場し得るかについては、詳細な検討には及び得なかったからである。

グローバル・ガヴァナンスの転換の必要性が、また、その可能性が政治の主要な争点となっている。外交官、活動家、政府機関、非政府組織、実業家、研究者たちによって、また、国連、G8 と G20 サミット、世界経済フォーラム、世界社会フォーラムの場においても多くの理念が提示されている。そして、現在の国際組織を改革し、新しい組織を設立すべきであると指摘されている。また、社会運動の役割を強調する論者もいるし、選挙型ステイクホルダーの範囲を広げるべきであるともされている。さらには、法制化が極めて重要であるとするキャンペーンがはられ、グローバルな争点の管理については実業セクターの役割を高めるべきであるともされている⁷⁾。こうした提案が全て、民主的なグローバル・ガヴァナンスを目指しているわけではないし、いわんや、コスモポリタン民主政のモデルを提唱しているわけではないにせよ、その多くには説明責任、代表性、透明性、参加といった主要な民主的価値を組み入れようとするものを認めることができる。我々は、より厳格にコスモポリタン民主政のモデルと結びついた提案についてのみならず、こうした諸提案についても検討する。また、グローバル政治の新しい民主的概念という点で、こうした提案がどのような役割を果たし得るかについて評価する。

民主政を限定するために、多くの形容詞が使われている (例えば、モニター型、

ポスト・ナショナル、インターナショナル、トランスナショナル、グローバルなど）。すると、コスモポリタンという言葉で、我々は何を意図しているかを明確にしておくべきであろう⁸⁾。こうした形容詞が矛盾しているわけでは必ずしもなく、一般的には特定の政治的次元を指している。それだけに、多様な言葉の意味を、また、コスモポリタン民主政との結びつきを明らかにすべきことになろう。この試みは【表1】をもってまとめている。

ここでは、コスモポリタン民主政とは、もっと包括的概念であって、伝統的に国家を中心に設定されてきた次元を超えるレベルに民主政を上げようとする理論的試みであり、政治的実験であると位置づける。

民主政の価値と規範をグローバル・ガバナンスに埋め込もうとすると、ひとつのグラウンド・プランだけでは収まり得ない。ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルなレベルで多様な変更や改革が試みられ、これが一体化することで世界政治の漸次的変革と結びつき得ることになろう。また、各次元の改革がインスピレーションを呼ぶことで、さらなる変革の基礎が据えられることにもなる⁹⁾。我々は、コスモポリタン民主政の理念をもって単一の処方箋を提示しようとしたわけではなく、方法を異にしつつも、グローバル・ガバナンスの民主的展開を期そうとする構想やキャンペーンにおびただしいものがあっただけに、これを統一し得る枠組みを提示しようとしたに過ぎない。

グローバルなレベルも含めて、経済・社会・政治のアクターが変化の担い手となり得る。当然のことながら、こうしたアクターが固有のアジェンダを追求することになろうし、コスモポリタン民主政のプロジェクトに関心を示すことがあつたにしても、その一部に過ぎない場合も起こり得よう。だが、各主体の行動が狭い視野に発しているにすぎないとしても、模倣が繰り返されるなかで制度と参加の形態も変わり、これが諸国に拡がることでガバナンスの機能にも及び得ることになる。民主政を拡げるべきであるとする発案や提案が増えていることに鑑みると、民主政の透明性と説明責任を、また、代表性を高めることで世界政治を変えることができると期待が広く共有されていることになる。多様な提案が浮上しているが、対立せざるを得ない性格のものとは思われない。その多くは補完的であって、少なくともグローバルなレベルで世界秩序を志向し、何らかの形態の民主政の前進を期していると言える。

我々は、理念主義と物質主義とが結びつくことで政治が変化すると、また、トップダウンとボトムアップの諸力が変化を呼ぶことになるだけでなく、これを阻止する場合も起こり得ると判断している。経済的・政治的・社会的担い手を含めて多様

な主体が存在し、その活動のなかで世界はグローバル化しつつある。フィリップ・サーニが指摘しているように、その究極目標は、こうした世界において固有の空間を占めることにある¹⁰⁾。もちろん、個別主体の活動が全て、民主政のグローバル化を期すというプロジェクトと完全に一致しているわけではない（これは、民主政が国家の政治的権威の正統なモデルであるとされた局面においても妥当することである）。だが、個別主体の関心とイデオロギーが作動することで、世界政治の参加と説明責任を、あるいは、透明性を高め、実現しようとする方向と結びつく場合も多い。次節では、コスモポリタン民主政を目指した運動がどのような領域で検討されてきたかという視点から、いくつかの次元を取り上げることにする。また、その後の節では、ボトムアップとトップダウンの両方からコスモポリタン民主政を担い得る主体とは、だれかという問題について検討することにした。

II. コスモポリタン民主政への道

コスモポリタン民主政の展開を期そうとすると、多様な政策や制度の変化を経ざるを得ない。これには、国家や国際組織といった既存の制度だけでなく、新しい政治組織も含まれることになるし、新しい政治主体の諸活動に依拠せざるを得ないことにもなる。この節では、現在の一連の変化とその可能性を明らかにしておく。

我々は、コスモポリタン民主政への道が平坦なものとして想定しているわけではない。また、世界政治の透明化と説明責任や応答性を高めることができれば、その影響はシステムの全てに同時に、しかも、同一のスピードで及ぶとも想定してはいない。例えば、以下で検討するように、この20年を顧みると、アドホックで混成的であれ、グローバルな形態で多様な刑法レジームが新しく成立しているし、常置型の機関として国際刑事裁判所の創設も提起されている。こうした新しい展開は、個人の犯罪責任の原則を確認するという点で国際的にも国内的にも重要な成果であったし、いわゆるモニター型民主政の別の構成要素であると見なすことができる。だが、グローバルな刑事裁判所は、これまでのところ、極めて限定されたレベルにとどまっているだけに、強国の政治的援護を受けない犯罪者にも及び得るかどうかということ、この点が注目されている。また、グローバルな刑事レジームが生成している。このレジームが世界的権力の対抗力になるというより、現在の権力分布を強化しかねないという危険を含んでいるにせよ、コスモポリタン民主政への道をつけるための一里塚となり得ると言えよう。

以下に挙げる方途はコスモポリタン民主政への移行という点で、その諸段階であり、礎石となり得ると言える。これが移行の諸段階に過ぎないとするのは極めて単純な理由によるものであって、最終目標そのものを演繹的に推定しようとする立場には立っていないからである。民主政の歴史に鑑みると、コスモポリタン民主政の将来像はひとつに限られないことになるが、だからといって、既知の政治システムを踏襲することになるとも思われない。現代の政治システムの根本的変革が求められることになろう。その変化は、都市国家の直接民主政から近代の国民国家の代議制民主政への移行に類するものとならざるを得まい。

(1) コスモポリタン社会における国家の役割

一見したところ、「コスモポリタン国家」という表現は撞着語のように見えるが、コスモポリタニズムとは、国家を含むいずれの政治制度であれ、これをもって実現し得る一連の価値と実践のことであり¹¹⁾、この点では国家もコスモポリタニズムの擁護者となり得る。この脈絡からすると、市民と外国人を平等に扱い、国内の少数者の権利を尊重すべきことになる。国家の多くは、既に、言語・宗教・民族性・イデオロギーを異にする市民に対応しなければならない状況に置かれているし、各国は多様な政治参加の形態について、また、多文化主義者たちが求めている少数者の権利についても実験する機会に恵まれている。そして、多くの国家は、とりわけ、西側の国家は移民の課題に直面せざるを得ない状況を強くしている。だが、権利の保障という点で在住外国人を区別している諸国も多い。また、越境規模の移民のフローが増加するなかで、便宜をどのように供与するかという問題が深刻化し、国内の緊張関係も高まっている。コスモポリタニズムに立った国家であれば、可能な場合には、市民と非市民との格差を縮め、市民が享受している政治的権利を長期の滞在者にも認める道をつけようとするところになろう。

こうした諸課題について、国際機関は国家に積極的に働きかけて、前向きの基準を設定するよう求めることができる。国連人権評議会と欧州評議会やEUは全て、モニタリングのプログラムを持っていて、構成国の移民と少数者の権利が尊重されているかどうかを批判的に評価している。コスモポリタン国家であれば、ローカルな政府と議会や司法部といった国内機関に働きかけて、グローバルな問題に独自に関わるように求めることもできよう。この点では、列国議会同盟や国際地方政府連盟 (International Union of Local Authorities) を含めて、下位国家レベルのイニシアティブを結びつけ得る多くの機関がすでに存在している¹²⁾。ナショナルな政府はこうした諸機関を飾りに過ぎないと見なすことが多いが、コスモポリタン国家で

あれば国際機関の自立性を高め、例えば、政府の活動を外から監視し得るようにすることもできる。そのことで、政府が伝統的な政府間組織に参加している場合には、既に果たしている機能を強化し得ることにもなる。

(2) 民主的外交政策へ向けて

コスモポリタン民主政の中心的要求のひとつとして、ナショナルな外交政策は、とりわけ、西側の強力な自由主義国家の外交政策は優先順位を実質的に変えるべきであるとする主張を挙げることができる。国際社会の善きメンバーになろうとすると、民主的国家は国際規範を遵守し、国際組織の活動に参加することが求められるだけでなく、グローバルな公共財を供与するとともに、しかるべき場合には民主化を支援すべきことにもなる。例えば、安定した民主国であれば、自らの国益に即しているという立場からではなくて、専制的支配下に置かれている諸国で民主政を育てようとしている政党や活動家を支援すべきことになる。民主的諸国はあまりにも長いあいだ、自らの利益と結びつき得る場合に独裁的レジームを消極的に承認し、あるいは積極的に支持すらしてきた。今や、民主的諸勢力間の連帯に依拠した新しい外交政策の教義が求められている。だからといって、「民主国同盟 (League of Democracies)」の提案に見られるように、非民主的政府を排除するために新しい機構を創設すべきであるということにはならない¹³⁾。この種の構想は諸国間の分裂をさらに深め、専制国間の国際的結束を呼びかねないだけでなく、こうした諸国内の民主的運動を孤立させるという逆効果を招きかねない。また、強圧的手段をもって民主政を輸出しようとすることについては、イラク戦争が疑問視されていることにも明らかである。とはいえ、イニシアティブや国際連携と協力によって民主政の展開を期そうとする試みは、なお、緒についたばかりである¹⁴⁾。確かに、諸国が自らの外交政策を変え、もっと他者のことを配慮し得る存在になることは容易なことではない。だが、民主的政府が国益だけを主張するなら、自らの公衆の支持を得ることもできなくなっていることも事実である。これは、例えば、気候変動に対処することに圧倒的多数の人々が支持を寄せていることにもうかがい得ることである。

(3) 国際組織の改革

国際組織 (IO) には、いくつかの民主的要素が含まれている。これは、国際組織が条約や憲章に依拠すべきであるし、国際法を順守すべきであるとされていることに、また、その活動がそれなりに透明であるし、活動や政策も、ある程度、構成諸

国に説明責任を負うものとなっていることにもうかがい得る。だが、国際組織が正統性を高めようとする、構成国に対してのみならず、世界の世論に対しても説明責任を負うべきであると、また、執行機関だけでなく市民に対しても説明責任を果たすべきであると広く受けとめられるようになってきている¹⁵⁾。民主政の中心理念のひとつとして、市民間の平等の原理を挙げることができるが、こうした民主政の理念の多くが国連やその機関のような国際組織に適用されていないということ¹⁶⁾、これが現実である。だが、IOの多くは、いわばナショナルな政府のクラブとして発足しただけに、飾りの役割を果たしているに過ぎない場合が多いとしても、ステイクホルダーの数を徐々に組み入れる方向を強くしている¹⁷⁾。実業部門やNGOの参加を認めることで、IOは権威と正統性を高めようとしてきた。国連やIOを改革することで代表性と説明責任を高めようとするプランは政策の検討から、また、学界の著作からも浮上したにせよ、それが実現されているわけではないし、NGOの役割も周辺に留めおかれている。改革構想のなかには、IOの役割と機能を強めることで、その自立性を実質的に高くし得るとする意見も散見される。そうなれば、IOはナショナルな政府の手段に過ぎないものからコスモポリタン民主政の中心機関に転化し得ることになる。だが、こうした構想に反対する意見は専制的国家に限らず、民主的国家にも見られる。これは、民主的政府を含めて、全ての政府が自らの国民主権の侵害を容易に受け入れようとしないうことを示している。

(4) グローバルな司法機構

法の支配と執行は民主的システムの不可欠の要素である。コスモポリタン民主政は超国民的な強圧の権力を強化することについては、総じて、懐疑的な立場に立ちつつも、法のグローバルな支配の実効化を期すべきであるとする。強制力については大きな制約に服しつつも、EUや国連を含めて、国際組織（IO）のなかには、既に、複合的な法規範や萌芽期の司法権を具えた機関も存在している。現状からすると、政府が国際的規範や司法権を侵すことがあったとしても、懲罰に付されることは、まずない。だが、国際的規範が政府間組織にとどまらず、（以下で検討するように）世界市民によっても正統であると確認されることになれば、これを破ると、政府は国内的にも国際的にも自らの評価を下げ、より多くの代償を求められることになる。グローバルな司法機構については、次の3点について検討すべきである。それは(i) 生成期のグローバルな刑事裁判システム、(ii) 国家間紛争を法的に解決し得る権限の強化、(iii) 公的部門と実業部門のために適切な超国民的行政ルールを設定する必要、である。

＜刑事裁判＞ いくつかのアドホックな国際裁判所が、とりわけ、「国際刑事裁判所 (ICC)」が創設されたことで、政治家を含めて、非道の責任を問い得るのではないかという期待が高まることになったし、この分野の展開をみるなかで国際法部門も創設されている¹⁸⁾。実際、ICC は脱冷戦期の最も意義深い制度改革にあたる。だが、しかるべき方向に一步踏み出したとはいえ、この裁判所が機能し得るには、また、全ての諸国がその権限を承認するには、多くの課題が残されている。とはいえ、その活動の初期の成果を評価し得る状況に至っている¹⁹⁾。既に、ICC はアフリカの犯罪被疑者に判決を下しているし、現政権に対する、また、現政権によって告発された反乱者の戦闘行為についても裁いている（スーダンのオマル・アル＝バシル大統領の告訴の保留は重大な例外にあたる）。リビアの場合に即してみると、ICC がムアンマル・カダフィとその側近を告発するまでには、この政権に対する NATO の軍事介入がすでに始まっていた。また、どのような調査が行われたかについては十分な記録が残されているとはいえ、ICC の裁判権は、なお、極めて限定的なものにとどめおかれている。こうした事態が続くことになると、ICC は造反者から現政権を守るための機関であると、あるいは、西側の植民地支配の名残に過ぎないと受け止められかねないことになる。すると、ICC は最も強いものから弱者を守るための手段となるべきであるとする人々は、現状に失望せざるを得ないことになろう。例えば、アフガニスタンやイラクで占領軍が犯した戦争犯罪について、ICC はだれの責任も問うてはいない。すると、ICC は、西側の犯罪も訴訟の対象とすることでバランスを期すべきことになる（ICC のローマ法規に関する「カンパラ・レビュー会議」において、攻撃——西側の政治家の重大な関心となり得る犯罪——は2017年以降、裁判の対象とされることになったが、追訴者が介入し得るのは攻撃者と被攻撃者の双方が同意する場合に限られていて、グローバルなレベルの公平な刑法システムには程遠いものがある²⁰⁾。すると、ICC の機能は、例えば、オピニオン裁定法廷トリビュナルのような別のボトムアップ型のイニシアティブをもって補完し、強化すべきことになる。というのも、こうしたイニシアティブが選択的で政治的動機に発することになったとしても、外交交渉に左右されることが少なくなるし、公衆や公式の刑事裁判所が見落とした事件に注意を喚起し得ることにもなるからである²¹⁾。

＜紛争の法的解決＞ ICC に関心が寄せられることになったが、そのことで、同様に重要な問題が、つまり、法的手段によって国家間の紛争を処理すべきであるという問題がやや影を薄くすることになった。「国際司法裁判所 (ICJ)」は国連システムの機関として、こうした紛争に対処すべき位置にあるが、その活用例は極めて限

られている。これは、主として、紛争の当事者が判決に服する用意にある場合にのみ機能し得ることによる。ICJの活動が介在した事例は極めて少ないし、重要とは言えない紛争に限られている場合が多すぎる。この60年間の主要な国家間紛争を理解するために、ICJがどのような判断と意見を示したかを辿ってみると、近年の世界史について極めて歪んだ理解しか持ち得ないことになる。ベトナム戦争、ハンガリーとチェコスロヴァキアへの侵入、イラク戦争、国家による戦争犯罪の頻発、核兵器の正統性、こうした事例を含めて多くの主要な国際紛争はICJの注目するところとはならなかった。これは、国家が重要な争点をICJに付託する意志にはないという極めて単純な理由に発している。法の支配をグローバルな規模で大きく上げようとすると、ICJに強制的裁判権を認め、2国間の「審判員」に過ぎない存在ではなくて、妥当な裁判所に変えるべきことになる²²⁾。そうなれば、各国はその判断を個別に履行すべきことになる。事実、66カ国はすでにICJの強制的裁判権を自発的に受け入れている²³⁾。だからといって、ICJが固有の判断を強制する権限を持つべきであるということには必ずしもならない。強制力を欠いている場合でも、国連の司法機関は、いずれの国家が国際法を犯したかを明らかにするルールさえ設定すれば、国際関係に重要なインパクトを与え得ることになる。

<国際行政裁判所> 国際法において最も注目すべき傾向のひとつは、行政目的と実業セクターのために司法機関ないし準司法機関の展開をみたことである。公私のいずれを問わず、プレイヤーたちはナショナルな裁判所に訴えるよりも、「商習慣法 (*lex mercatoria*, 商法のグローバルなフレームワーク)」の構成要素を活用したいと、また、この分野の訴訟を対象に特別の裁判所を設置すべきではないかと考えている。この種の司法制度の新しいネットワークは、確かに、国家の諸機能をグローバルなレベルに援用し、紛争の調停を期そうとするものである²⁴⁾。法において、こうした展開をみたことで、最終手段として強圧力に訴えることなく紛争に対処し、その解決を期し得る方法があり得ることも明らかになっている。非暴力型の制裁（例えば、貿易上の報復について世界貿易機関が認めている制裁）はひとつの選択肢となり得よう。

(5) グローバル政治への市民の参加

ナショナルな政治制度として議会が存在している。コスモポリタン民主政はこうした議会だけでなく、別の独立した議会においても市民が政治的に代表されるべきであるとする。この種の代表機関を創設することについては多くの構想が提示されているが、広範な代表を目指す最も直線的な道となると、欧州議会に類する世界議

会の創設を挙げることができよう。グローバルな市民が共通の課題について検討し得るという点で、この種の機関は自然なことであるし、最も効果的方法でもあらう²⁵⁾。また、直接選挙型の機関を創設すべきであるとする意見もあれば、既に公認され、国連活動にも参加している非政府組織を強化すべきであるとする意見もある²⁶⁾。いずれの形態も（少なくとも、長・短期的には）実効性を欠いているようにも見える。だが、グローバルな世論を反映し、審議するためのフォーラムに過ぎないにせよ、グローバルな関心がどのようなものであるかを確認するとともに、その政策化についても検討し得るという点では重要な役割を果たし得る。グローバルな政治生活全般にはかかわり得ないにせよ、この議会は最も関心の深い緊急の課題を中心に据えることができよう。例えば、（環境のような）グローバルな生活に強いインパクトを与える問題を、あるいは、（重大な人権侵害のような）由々しい政治的意味をもった問題を対象とすることができよう。また、世界議会が創設されることになれば、越境規模の争点について検討しようとする、どのような主体が最適かについて示唆を与え得ることもなろう。こうした新しい機関が創設されると、国連総会を補完することで密接な協力関係が成立することになるし、今のところ欠けているにせよ、個人や集団がグローバルな諸問題について政治的に代表され得ることもなる。こうした集団には、国内の民族的ないし政治的少数派、無国家集団、移民、難民が、より重要なことに、権威主義のレジーム下の生活を余儀なくされている人々も含まれることになる²⁷⁾。そうなると、政治的代表的点で周辺にとどめおかれている集団のみならず、安定した民主政のなかで生活している諸個人も新しいレベルのガヴァナンスと代表制にかかわり得ることになる²⁸⁾。

(6) 国境なき政治コミュニティ

審議のコミュニティが領域を接する空間を基礎に設定される必要には必ずしもない。政治問題は非領域的性格を強くしているし、多様な力量をもったステイクホルダーがかかわりを深くしつつある²⁹⁾。専門的職業団体やエスニック・コミュニティが、あるいは、共通の病気や強力な経済交流によって結びついた市民グループが民主的手続きに訴えることで自らの直接的諸問題に対処しようとするようになる。だが、世界政治への関心を表明し得ない状況のなかで、こうした課題に対処し得る力量は大きく制約されていて、外交問題の多くはナショナルな政府の枠内にとどめおかれている。こうした個別集団の多くは所与の国家規模の主権に関心を持っているわけではないし、これを主張し得る立場にもないが、自らの政治空間を有するとともに、国家や国際組織によって承認される必要も覚えていると言える³⁰⁾。

また、固有の次元に責任を負った超国民的アクターの数も増えている。この点では公的レベルと実業レベルのいずれを問わず、両レベルの成員からなる行政機関の数にも同様のものを認めることができる。さらには、公平な貿易のイニシアティブにも見られるように、社会正義を求める超国民的運動という点では、方法を異にしつつも、越境レベルでプレイヤーを結びつけようとする試みも繰り返されている³¹⁾。

領域をもって有界化されているわけではなく、共通の利益で結びついている諸個人の政治コミュニティが重要であるとする、政治理論は極めて重要な問題に直面していることになる。というのも、だれが正統なステイクホルダーかということが問われることになるからである。善かれ悪しかれ、現在の国際システムがこの疑問にストレートに答えている。それは国家であって、だれが市民であるかを、また、国際舞台でその利益をどのように代表すべきかを決定している。だが、他の政治的代表形態に即してみると、ステイクホルダーとはだれかをだれが決定し得るかとなると、事態はより困難なものとならざるを得ない。例えば、石油産業複合体のステイクホルダーとは、だれのことであろうか。石油会社であると、あるいは、この産業の被雇用者やその商品の消費者であると、さらには、石油産出国の市民であることもできる。これら全てが正当なステイクホルダーとなり得る。また、主要なステイクホルダーと二次的ステイクホルダーとを区別しようとする³²⁾、政治過程において、その重みをどのように措定するかという問題が浮上せざるを得ない。ステイクホルダーが所与の代表システムによって自らの利益が守られていると判断する場合もあるにせよ、もっと論争的事例に即してみると、権限や選挙の重みを外から割り振るべき場合も起ころう。世界議会は政治的排除を最少にし得る手段であり、全ての市民に政治的代表を認め得ることになる。だが、既述のように、主張が対立する場合、役割をどのように割り振るかについて審議し、決定しなければならぬことになる。この場合、世界議会はしかるべき政治コミュニティを示唆し得ることになる（例えば、捕鯨がナショナルな問題か、それとも、もっと多くのステイクホルダーによって検討されるべきことか。インターネットのガヴァナンスにユーザーの声が十分に反映されているか。既存の統治方式が十分でないとする、審議と決定について、だれを聴聞すべきか）。

Ⅲ. コスモポリタン民主政の担い手

世界政治の民主化と結びつき得ると思われる諸領域と諸制度について簡単に検討したが、今や、次の疑問を發すべきであろう。では、いずれの政治的・社会的主体

がこうした変化に関心を持ち得るのであろうか。また、これと結びついて、いずれの政治的・社会的主体がこうした変化の担い手となり得るのか、これである。というのも、政治的变化が起こるとすると、関心が高まり、動員しようとする意思が存在する場合であるからにはかならない。もちろん、政治変化を期待する集団が存在しているからといって、当該集団が変化を実現しようとする運動に乗り出すわけではない。コスモポリタン民主政の社会的・政治的担い手の見通しをつけようとする、この集団が利用し得る手段についてのみならず、世界政治に接近し、これに影響を与え得るチャンネルが存在しているかどうかということ、さらには、一定の領域において行動しようとする動機を確認し得るかどうかということも踏まえなければならない³³⁾。

(1) 被迫害者たち

世界政治において排除を最少に留めるとともに、決定設定に与り得る機会を高めるべきであるとする、この条件に欠ける集団として、まず挙げてしかるべきは被迫害者たちである。フランツ・ファノンはこの集団を「地に呪われた者」であると呼んでいる³⁴⁾。こうした人々は低開発諸国に集中していて、極めて低い生活水準を強いられているだけでなく、環境や経済と政治の危機にも服している。多くは挫折国家と結びついて、大きな政治的不安定のなかにもいる。この集団は「ポトム・ビリオン底辺の10億」とも呼ばれているが、これにとどまらない規模に及ぶであろう³⁵⁾。こうした人々は国際機関や寄金の援助に依拠し、構造的に弱い立場に置かれていて、世界政治において自らの立場が直接的に聴聞されたり、世界市場に近づくことはできない状況におかれている。さらには、国内政治に積極的に参加し得る状況にもない。迫害されている人々の声をグローバルなフォーラムで聞けることがあったとしても、必死の活動や生存の危機に発してのことである。あるいは、国際的救済機関や NGO と市民社会グループといった他のプレイヤーたちが彼らの苦境と意見を伝える場合である³⁶⁾。そして、西側の有名人を自らの代弁者とせざるを得ない状況にすらおかれている³⁷⁾。

原理的には、この集団がコスモポリタン民主政の最大の恩恵に与り得ると言えようし、国家において市民権が認められたときに実質の便宜を得たことになる。さらには、世界の諸制度において政治的権利が認められることになれば、他の社会集団との交渉力を強めるための重要な一歩を築き得たことにもなる。被迫害者たちは政治的・経済的・社会的に弱い立場にある。それだけに、コスモポリタン民主政の恩恵に浴し得る最大の社会集団であるだけでなく、変革の極めて重要な圧力集団とも

なり得る。

(2) 移民

移民のフローは経済の機会という動機に発して、豊かな諸国の大きな変化を呼んでいる。移民の多くは、より豊かなだけでなく、民主的レジームでもある諸国へと動いている。だが、合法的移民といえども、受け入れ国の市民と同様の経済的・社会的権利を、とりわけ政治的権利が認められているわけではない。いわんや、不法移民は無権利状態に置かれている。移民が市民的不服従の姿勢を明らかにしたこともある。これは、例えば、アメリカ合衆国における「グレート・アメリカン・ボイコット」(2006年5月1日)³⁸⁾ やフランスの「サン・パピエ運動」を始めとするヨーロッパ諸国の運動にもうかがい得ることである³⁹⁾。移民は孤立しているわけではなく、市民社会グループやヨーロッパの労働組合などから支援されることも多く、彼らの権利を支持するグループとの社会的・政治的連携も生まれている⁴⁰⁾。その抗議の直接的対象は受け入れ国の政府であるが、ナショナルな範囲を超える規模にも及び、広く移動の自由を求める要求とも結びついている⁴¹⁾。

多くの民主的国家は IO のモニターに服していて、外国人の処遇を含めて人権レジームの評価を受けている。例えば、EU 構成国はそれぞれ、移民を不公平に処遇したとして EU とヨーロッパ評議会から非難されることが多い。移民が国家や国際組織にコスモポリタンな規範の遵守を求めるのは、こうした活動によって外国人にも市民と同様の権利や移動の自由が保障されることになると判断しているからである。また、先進諸国が移民労働力に依存しているだけに、移民たちは一定の交渉力をもつに至っている。

(3) コスモポリタンな諸集団

既に、いくつかの社会的に「コスモポリタン」な集団も存在している。ロック・スターやフットボール・プレイヤーと俳優たちのなかには、グローバルなレベルで英雄視されている人々がいるだけでなく、国境が無意味化した生活を過ごしている人々もいる。こうしたヒーローたちは最も分かりやすい「コスモポリタン」であるが、この集団に限らず、多様な知識人や実業家が、また、公務員や社会活動化も含まれる。集団的にも個人的にも、こうした人々はナショナリスティックな、あるいは、全体主義的な指導層によって敵視される場合も多い⁴²⁾。こうしたコスモポリタンなグループがどの程度の規模に及ぶかを確認することは困難である。いわんや、特権的エリートだけかどうかを測ることはもっと困難となる。だが、2つの有

効な分析要因を区別することができる。それは、コスモポリタンな個人生活のスタイルとコスモポリタンな価値に対する姿勢を区別することである。コスモポリタン民主政のプロジェクトからすると、前者よりも後者が重要なものとなる。

利用可能な経験的データからすると、世界の15%の人々が自らの主要なアイデンティティはポスト・ナショナル（リージョナル、ないしコスモポリタン）であると判断しているのにたいし、38%の人々がナショナルなアイデンティティを、また、47%の人々がローカルなアイデンティティを強くしていることになる⁴³⁾。さらには、青年層や高学歴層が「グローバルなもの」にアイデンティティを覚える傾向を強くしているとされる。これは、近い将来、コスモポリタンなアイデンティティがもっと重要になることを示唆している。特権的エリート層がコスモポリタンな価値をもっていると見なされがちであるが、別のデータからすると、そうとは言えず、コスモポリタンな価値はエリートと庶民とを問わず、一様に広がっていることになる⁴⁴⁾。コスモポリタンな価値が存在しているからといって政治的動員と結びつくわけではないが、コスモポリタンな価値が広がったり、そのような局面が訪れると、広く世界の人々の共感を呼び得ることになる。

繰り返し指摘されてきたことであるが、コスモポリタニズムは西側のプロジェクトであって、特権的エリート層に支えられているとされる。確かに、現状からすると、グローバル・ガヴァナンスの民主化というアジェンダは、主として、西側において、また、西欧の論者によって提示されている。公衆がグローバル民主政をどのように理解し、その必要を覚えているかを国際的視点から判断しようとする大きな試みとして、ウォリック大学のジャン・アート・ショルトを中心とする「グローバル民主政の構築」というプロジェクトを挙げることができる⁴⁵⁾。このプロジェクトの成果を、また、他の多様なイニシアティブの急速な展開を踏まえると、研究者や政策立案者は西欧と非西欧のコスモポリタン民主政観の最も重要な違いを確認することができるだけでなく、必要であれば、このプロジェクトの目的を再確認することもできるであろう。

(4) グローバルなステイクホルダーとグローバル市民社会

世界政治の前進を期そうとする政治的動員は2つの重要な、また、重複している場合が多い集団に、つまり、グローバルなステイクホルダーとグローバル市民社会に依拠している。グローバルなステイクホルダーには、ガヴァナンスの諸セクターやネットワークと社会運動のみならず、関心を異にする諸グループも含まれる。こうした集団は既存の政治コミュニティと重複しているわけでは、また、国家から権

限を付託されているわけでは必ずしもないが、極めて活動的で、大きな動員力とロビイング力をもって、ナショナルな機関や国際的機構を対象とすることができる。この種のグローバルなステイクホルダーの情報収集力と技術力には、また、アジェンダの実現意欲には、ナショナルな、あるいは、国際的なステイクホルダーに勝るものがある⁴⁶⁾。そして、予想し得ることであるが、ステイクホルダーは多くの分野で、主要な決定設定に与り得る地位を維持しようとしてきたし、明確に付託されているわけではないにせよ、グローバル・ガヴァナンスの供与者の役割すら果たし得る位置にいる。重要なステイクホルダーは金融にとどまらず、保健と航空のコントロールや教育の分野でも積極的な役割を果たしているし、確かな交易の促進を目的とするステイクホルダーにとどまらず、保健と教育などのグローバルな公共財の供与を目的とするステイクホルダーも存在している。

グローバルな公共財を生産し、分配することを目指しているステイクホルダーは広範に及ぶが、特定の動機に発し、意欲的なステイクホルダーと比較すると、それほど組織されているわけではない。また、後者は前者よりもロビーの活動力やリソースの活用方に長け、自らのアジェンダが伝統的な政府間フォーラムで検討されることを目指している。他方、グローバルな公共財を生み出すことを目指しているステイクホルダーは、自らの声が公的な場で反映される機会を失っていることが多く、自らの主張を公的なものにしようとすると、政治的動員力に訴えざるを得ない状況に置かれている。こうしたグローバルなステイクホルダーの参加を求めようとすると、多様な要因のバランスを期さざるを得ないことになる。それだけに、包括性を高くすると、透明性や説明責任を守ることが困難になるし、直接的参加と実質的審議が、あるいは代表性が軽視されることにもなりかねない⁴⁷⁾。

メアリー・カルドーを中心とするグループは、ステイクホルダーと重複してはいるが、別の重要なプレイヤーとしてグローバル市民社会を挙げ、その図示化を試みている。その作業のなかで、グローバル市民社会とは「ナショナルとリージョナルな、あるいは、ローカルな社会を超え、また、このレベルを凌ぐ社会領域」であると位置づけている⁴⁸⁾。グローバル市民社会の最も強い支持者は、多くの場合、グローバル・ガヴァナンスの民主化と IO の改革を含めて世界政治の前進的改革を求める論者でもある⁴⁹⁾。そして、非政府組織などのプレイヤーはグローバル政治のアジェンダを設定するとともに、危機状況にある公共財を供与するという点でも役割を高くしている。さらには、カルドーを中心とするグループの指摘に従えば、グローバル市民社会は国際政治の準則を変える役割も果たしていて、ローカルな問題の解決という点ではナショナルな政府や国際組織に勝る実効力を駆使し、伝統的な

権力政治の強力な対抗力となっている。「下からの政治」がグローバル市民社会によって求められることで、ローカル、ナショナル、グローバルのいずれのレベルを問わず、多様な政策レベルで別の関心集団の組織化にも弾みがついている。

(5) グローバルな政党

多くの場合、政党は、なお、ナショナルな域を脱してはいない。それだけに、グローバル研究の周辺に留めおかれていることも驚くべきことではない⁵⁰⁾。だが、政治過程がグローバルな次元を強くするなかで、政党は国内のアジェンダと公衆だけを対象としているわけにはいなくなっている。だが、現況からすると、政党のナショナルな方向と政治のグローバルな範囲との緊張関係が解決されているわけではない。社会主義インターナショナル、中道民主インターナショナル、リベラル・インターナショナルに見られるように、政党が超国民的性格を帯びていても、その構成員のインターナショナルな帰属感は低いし、政治の優先順位も国際的政党のイデオロギーというより、ナショナルな関心に大きく傾いている。国際的政党が実効的役割を果たしていると思われる領域となると、国際組織の諸機能に関わる分野を挙げることができよう。例えば、社会主義インターナショナルは国連改革について広範な成果を残すとともに、ナショナルな政治における友党に働きかけて、その提案を積極的に支持することを求めている⁵¹⁾。

グローバル政治は政党の変化と結びついて、そのアジェンダの再編を求めている⁵²⁾。伝統的国民型政党といえども、グローバルな争点に取り組みねばならない状況を強くしている。また、グリーンズのように、新しい焦点型政党は焦眉の超国民的プログラムを掲げる可能性を強くしているが、これは単一争点を主要対象とする傾向に発していると言えよう。そして、世界社会フォーラムと結びついた諸運動に認め得るように、超国民的的社会諸運動はグローバルな政党の性格を帯びつつあると言える。これは、政治綱領を共通にすることで活動を調整するとともに、国際的事務所を常設していることにもよる⁵³⁾。さらには、リージョナルな政党を志向する綱領も増えているし、EUに即してみると、諸政党は国際的調整力を強くしていて、EUの権限と機能とのかかわりを深くしているだけでなく、直接選挙型の唯一の国際的議院である欧州議会との結びつきも強くしている。事実、欧州議会において、各国の政党はヨーロッパ・レベルの諸集団を基礎に組織されている。これはウェストミンスター・モデルに典型的な多数派と反対派というスタイルと形態を異にしている。それだけに、ヨーロッパのレベルでは多様な政治的選択肢が存在していて、国民的利益の表現であるだけでなく、より広い価値に対応したものに変わり

得ることを示している。ヨーロッパの事例からすると、諸制度が諸利益の組織化の方向を設定していることになる。

(6) 労働組合と労働運動

労働運動は経済のグローバル化のなかで重大な挑戦に服している。というのも、この運動は左翼政党と提携しつつ労働権と労働基準を、また、中・下層階級の福祉を守ろうとすることでナショナルなレベルで自らの政治権力を構築し得たからである。だが、イデオロギーのレベルからすると、労働運動は、常に、インターナショナルな視点に立っていたことは、多くの戦争や植民地主義に反対したことにもうかがい得ることである。21世紀に至って、この運動が直面した課題のなかで最も重要な問題のひとつは、グローバルな経済において労働者階級に生活権や経済・社会権の妥当な水準をどのように保障するかという問題である。というのも、この経済は多国籍企業と資本の高い流動性に服しているからである⁵⁴。労働運動がナショナルなレベルで賃金と雇用を守らねばならないという課題は、今や、労働者階級の超国民的連帯という理念と緊張関係を帯びだしている。これは、貿易の自由化や移民について多様な労働者集団が決定的姿勢を示し得ないでいることに表れている。多くの労働組合は移民の労働権を保護することに積極的であるが、貿易の自由化や労働者の国内参入が自国の雇用と賃金水準の脅威となると、その無規制状況に敵対する事態も起こる。

では、労働運動は、はるかに優位な立場にある超国民的実業セクターにどのように対応し得るのであろうか。国際的にみると、労働権や労働コストには大きな開きがある。それだけに、例えば、スウェーデンと中国との、あるいは、アメリカとインドとの労働者の利害を結びつけ、その実効的な提携関係を構築することが困難になる。だが、国際労働機関（ILO）は労働基準を一般化し、その水準を上げようと、また、世界貿易機関（WTO）は不公平な貿易慣行を廃止しようと試みている。したがって、グローバルな諸フォーラムにおいて労働権に社会・経済的権利を、さらには、政治的権利も含めることができれば、グローバル・ガヴァナンスの民主化という点で、労働運動は強力な担い手となり得るのであろう。

(7) 多国籍企業

多国籍企業（MNC）はグローバル経済の強力なプレイヤーであり、その推進主体でもある。数百社のMNCだけで世界の総生産と雇用の、また、貿易と技術の多くを占めている。資源と市場を確保し、生産を組織するため、貿易と資本移動や移

民の障壁を含めて、MNC は制度の壁を克服する必要にある。また、自らの利益を守るために旺盛なロビー活動を展開しているし、個別のナショナルな政府の政策形成にとどまらず、グローバル・ガバナンスにも影響を与えることで自らの利益を守り得る力量を持っている。

研究者のなかには、MNC は透明性や説明責任に耐え得る政策形成を求めるといふより、ロビー活動や業界のネットワーク化をもって自らのアジェンダを満たすことができるわけであるから、グローバル・ガバナンスの民主化に常に背く行動をとりがちであるとする論者もある⁵⁵⁾。これは話の一端としては正しいが、MNC の利害が全て同一の方向に収斂しているわけではないし、そのアジェンダからすると、実効的で説明責任に耐え得るグローバル・ガバナンスを求めることも多い。この点は、例えば、テレコミュニケーション、輸送、基準の設定、犯罪の防止、法の執行といった中心的領域について妥当することである。また、企業法や財産権の領域において超国民的レベルの妥当な管理機能を欠くと、取引は不安定なものとならざるを得ないし、危険も高まる。それだけに、MNC は超国民的立法と法の強制を求めることになる。現に、国際的裁定に、また、公的ないし準公的な司法権に訴える方向を強くしている。MNC がコスモポリタン民主政の展開に関心を深くするとは思えないにしても、その関心の中心領域について、とりわけ、規制や管理にかかわる法についてグローバル・ガバナンスを強化することについては、限定的であれ、自らのアジェンダの実現を求めるといえる⁵⁶⁾。

IV. トップダウンとボトムアップ政治の実効的結合

包括的とは言えないにせよ、既に2つの表を提示した。第1の表は、コスモポリタン民主政の展開を期そうとすると、どのような行動があり得るかを示している。第2の表は、政治的・社会的担い手を挙げ、グローバル・ガバナンスの透明性と説明責任や参加を高めようとする、どのような関心やイデオロギーが起動力となり得るかを示している。もちろん、グローバル・ガバナンスの民主化についてはプレイヤーが多様なだけに、アジェンダが矛盾なく統一されるとは限らないし、その動機も多様なものとならざるを得ないが、第2の表はコスモポリタン民主政を追求し得る担い手と方途を示している。この表をもって、個別の担い手と変更の対象や目標とを結びつけようとした。また、グローバル・ガバナンスを変換することに反対する人々もいるわけであるから、その力量を過小評価すべきではない。そして、多くのプレイヤーは説明責任と透明性や参加度を強くすることに関心を深くし

ているわけではないし、活力の停滞もつきものである。だが、この表は、コスモポリタン民主政のヴィジョンが現在の経済と社会や政治の過程に根ざしていることを、また、コスモポリタンなプロジェクトが社会的・政治的基盤に依拠していることを示している。

この作業をもって、どのような方途や担い手を想定することができるかについて検討した。これはコスモポリタン民主政というプロジェクトの性格を明らかにするとともに、現在の諸変容を分析することで、どのような領域で制度改革が求められているかを、また、それが可能であるかどうかを確認するためである。さらには、争点とアクターとの関連を辿るとともに、主要な政治プレイヤーが何を求めているかを理解するためでもある。とはいえ、一連の確定的な目標を提示し得たわけではない（また、提示し得るわけでもない）。というのも、歴史の展開には、多くの楽観的思想家ですら常に、驚かざるを得ないものがあるからにほかならない。また、世界は政治の展開と不断に折り合おうとするものでもあるし、こうした柔軟さに民主的思想と実践の本質を求めることができよう。

グローバルなレベルで民主政を拡げようとする関心がどの程度のものかとなると、極めて断片的で、矛盾している場合も多いと言わざるを得ない。この点については我々も十分に承知している。だが、グローバル・ガヴァナンスの民主的深化に対抗しようとする関心も断片化しているし、矛盾にも満ちている。また、ナショナルな政府によってコントロールされている伝統的な権力の舞台では、現に浮上しているグローバルな諸問題に対処し得ない状況も深まっている。さらには、伝統的な政治的編制に対する不満も高まっていて、新しい方向を模索する状況も強まっている。そして、イデオロギ的動機も看過すべきではあるまい。21世紀に至って民主政が権力行使の唯一の正統な形態とされることになった。民主政は西欧世界で展開をみたにせよ、南側の人々にも訴求力を強くしている。これはエジプトやミャンマーの多様な民衆の動向にもうかがい得ることである。西側の諸国が民主政を国内の唯一の正統な政治レジームであるとし、これを唱導するだけではすまなくなり、グローバルな争点についても民主的な規範と価値をもって対処しなければならなくなるであろう。

付表の活動やプレイヤーは、どの程度に「トップダウン」型であると、あるいは「ボトムアップ」型であると言えるのであろうか。民主政の理念はボトムアップ型であって、政治権力を説明責任に耐え得るものとするに求められる。だが、こうしたボトムアップ型の過程はその圧力だけに依拠し得るわけでは必ずしもない。イギリス、アメリカ、フランス、ロシアで革命を起こした人々は1群の多様な社会

集団の力を強化することを求めて闘ったにせよ、その多くは固有の利害を有していたし、大衆を解放するには、ひとつのモデルしかなかったわけではない。冷戦の終焉とともに浮上したように、政治の変化はもっと自発的な手段を媒介としている。

【表 1】民主政の諸類型とコスモ

民主政の類型	主要テーゼ
モニター型	民主的過程において抑制と均衡の強化を期すとともに、第2次大戦後の民主的レジームの機能における根本的变化を明確にすることを目的としている。
ポスト・ナショナル	とりわけ EU レベルにおける国際協定が民主的国家的機能をどのように形成することになったかということの起点として、この概念には、国家内外の担い手を民主的手続きで包括することが含まれるとする。
インターナショナル	主権国家間の関係を一定の民主的価値に即して調整する。これには、EU、国連総会、WTO といった機関における多数決も含まれる。
トランスナショナル	とりわけ権限が重複している場合には、個別コミュニティ間の関係を民主的に調整する。これが非領域型政治コミュニティを正統化することにも連なる。
グローバル	民主的諸原理を国際機構や（環境のような）人類の問題にまで拡げる。
グローバル・ステイクホルダー	発言権をステイクホルダーのコミュニティに認めることで、グローバルな問題に、あるいは、ローカルな問題にも対処しようとする。
コスモポリタン	多様なレベルで民主的ガヴァナンスを創出し、多様な政治領域に組み込もうとする。これは、市民が自らの国家の政府だけでなく、これから独立した方向で世界政治に参加し得る機会をつくり出すことで実現される。したがって、「コスモポリタン民主政」はグローバルなレベルにとどまらず、ローカル、ナショナル、リージョナルなレベルの変化を組み込み、その全てをもって、非暴力、政治的平等、民衆のコントロールを目指すことになる。

¹ John Keane, *The Life and Death of Democracy* (London: Simon and Schuster, 2009).

² Jürgen Habermas, *The Postnational Constellation* (Cambridge: Polity Press, 2001); Alberta Sbragia, "La democrazia post-nazionale: una sfida per la scienza politica?" *Rivista Italiana di Scienza Politica* 34, no. 1 (2004), pp. 43-68.

³ Inter-Parliamentary Union, *Universal Declaration of Democracy* (Cairo: IPU, 1997); Robert Dahl, "Can International Organizations Be Democratic? A Skeptical View," in Ian Shapiro and Casian Hacker-Cordon, eds., *Democracy's Edges* (New York: Cambridge University Press, 1999); Richard Youngs, *International Democracy and the West: The Role of Governments, Civil Society, and Multinational Business* (Oxford: Oxford University Press, 2004).

⁴ Dennis F. Thompson, "Democratic Theory and Global Society," *Journal of Political Philosophy* 7, no. 2 (1999), pp. 111-25; James Anderson, ed., *Transnational Democracy: Political Spaces and Border Crossings* (London: Routledge, 2002); Anthony McGrew, "Transnational Democracy: Theories and Prospects," in April Carter and Geoffrey Stokes, eds., *Democratic Theory Today* (Cambridge: Polity Press, 2002), pp. 267-94; Carol Gould, *Globalizing Democracy and Human Rights* (New York: Cambridge University Press, 2004); James Bohman, *Democracy across Borders* (Cambridge, Mass: MIT Press, 2007).

⁵ Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Democratization* (New York: United Nations, 1996); Andrew Strauss,

諸個人と諸団体や非公式の政治運動の緩やかな紐帯が雪だるま式に膨らんで、思いもかけない結果を呼ぶことも起こり得る。冷戦の終焉とヨーロッパの再統合が強力に作動すれば、予測しがたい力を再び呼び得ると言えよう⁵⁷⁾。

ポリタン民主政との結びつき

主要著者	コスモポリタン民主政との結びつき
キーン ¹⁾	コスモポリタン民主政 (CD) は、民主的な政治コミュニティであれば、内外の機関のモニタリングにも服すべきであるとする。外的機関には国連人権評議会や欧州評議会のような INGO が、また、アムネスティ・インターナショナルのような NGO が含まれる。
ハバーマス； スプラジア ²⁾	CD は、政治コミュニティ間の連鎖が一定の民主的規範と価値を基礎とすべきものとする。また、EU は他のリージョナルな組織と国際機構のモデルとなり得るとする。
列国議会同盟； ダール；ヤングス ³⁾	政府間組織に一定の民主政のルールを適用しようとするものであって、国際的民主政は CD の構成要素のひとつである。
トンプソン；アンダーソン； マッグルー；グールド；ボーマン ⁴⁾	アドホックな政治コミュニティを創設することがグローバル民主政と結びつき得ないしる（この種の結合体はローカルなものとなり得るから）、国家中心的ではない妥当な決定過程を創出することができれば、CD の構築そのものと結びつく。
プトロスーガリ；シュトラウス； ホールデン；パトマキと タイバイネン；コーエンとサ ペル；マルケッティ；アーキ ブージ、ケーニツヒ・アーキ ブージ、マルケッティ ⁵⁾	国際機構を政府だけでなく、市民にも開かれたものにならうとする試みる。グローバルな構成要素をこのように理解すると、CD にとって欠くべからざるものとなる。
ドライゼク、マクドナルド ⁶⁾	このアプローチは、代表型政治システムにおいて、市民の役割よりもステイクホルダーの役割を重視する傾向にある。このアプローチは一定の機能領域において重要なものとなり得るが、広く適用され過ぎると、政治的平等の原則を切り崩しかねないことになる。
アーキブージとヘルド；ヘル ド；フォーク；カルドー；フ ランチェスケト；ハイデン； アーキブージ ⁷⁾	例えば、伝統的な政治代表よりもステイクホルダーを重視するアプローチを採用すべきかどうかとなると、また、ローカルなレベルの越境型協定や国際条約が果たすべき役割を強調すべきかどうかとなると、どのような均衡を期すかをめぐって意見の違いが浮上せざるを得ないとしても、CD は民主政の他の概念における多くの諸要素を組み込むことになる。

Taking Democracy Global: Assessing the Benefits and Challenges of a Global Parliamentary Assembly (London: One World Trust, 2005); Barry Holden, ed., *Global Democracy* (London: Routledge, 2000); Heikki Patomaki and Teivo Teivainen, *A Possible World: Democratic Transformation of Global Institutions* (London: Zed Books, 2004); Joshua Cohen and Charles Sabel, "Global Democracy?" *NYU Journal of International Law and Politics* 57, no. 4 (2005), pp. 763-97; Raffaele Marchetti, *Global Democracy* (London: Routledge, 2008); Daniele Archibugi, Mathias Koenig-Archibugi, and Raffaele Marchetti, eds., *Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011).

⁶⁾ John Dryzek, *Deliberative Global Politics* (Cambridge: Polity Press, 2006); Terry Macdonald, *Global Stakeholder Democracy* (Oxford: Oxford University Press, 2008).

⁷⁾ Daniele Archibugi and David Held, eds., *Cosmopolitan Democracy* (Cambridge: Polity Press, 1995); David Held, *Democracy and the Global Order* (Palo Alto, Calif.: Stanford University Press, 1996); Richard Falk, *On Humane Governance* (University Park, Penn.: Penn State University Press, 1995); Mary Kaldor, *New & Old Wars* (Cambridge: Polity Press, 1999); Antonio Franceschet, *Kant and Liberal Internationalism* (Houndsmill: Palgrave Macmillan, 2003); Patrick Hayden, *Cosmopolitan Global Politics* (Aldershot: Ashgate, 2005); Daniele Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens: Toward Cosmopolitan Democracy* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2008).

【表 2】コスモポリタン

コスモポリタン 民主政のアジェンダ	コスモポリタン		
	被迫害者たち	移民	コスモポリタンな集団
コスモポリタン国家		移民のために社会的・経済的・政治的権利を要求する。	コスモポリタンな基準を遵守する協定を諸国家から引き出すために公的領域に関与する。
民主的外交政策	開発の援助と政策のために国家助成を要求する。	移民の原因を除去する活動。	民主化のため、国の内外で統一的原則を適用すべきことを要求する。
国際組織の改革	IO による救援など、現場の活動へ直接参加する。	移民の人権と移動の自由を保障する。	市民が IO に参加するよう圧力をかける。
グローバルな刑事裁判	被被害地域における重大な人権侵害の防止。		<small>オピニオン・トリビューナル</small> 意見法廷の推進を媒介とすることを含めて、公式の国際刑事裁判所の公平性を強化する。
国家間紛争の合法的解決	国際紛争の最少化と紛争の平和的解決への圧力。		グローバルな法の支配を求める世論の圧力。
国際的行政裁判所			
グローバル政治への市民参加	グローバル・レベルの政治的・代表へ向けて前進を期す。	超国民的政治参加のチャンネルの開拓。	リージョナルとグローバルなレベルで政治権利と選挙権の強化を求めるキャンペーン。
非領域型政治コミュニティ	救援プログラムと開発援助に直接参加するよう求める。	政治的に個別国家と連携し得る可能性。	超国民的世論の組織化。

民主政の方途と主体

民主政の主体			
グローバルなステイクホルダーとグローバル市民社会	国際的政党	労働組合と労働運動	多国籍企業
国家においてコスモポリタンな基準を保障するための社会的・政治的活動。	国家において、また、国家を越えるレベルで市民権を確立するための手段となる。	移民のために社会的・経済的権利を要求する。	市場統合の追求。
外交政策が透明で説明責任に耐え得るものとなることを求める	ナショナルな政党に対して民主的基準の尊重を求めるとともに、権威主義諸国の民主的勢力を支援するよう求める。		実業の利益と実業の倫理との緊張関係。
IO が透明性と説明責任を高め得るよう積極的に参加する。	党員に働きかけ、政府が IO の改革を支持するよう求める。	労働者の利益が争点となる場合には、IO のステイクホルダーを拡げる。	IO を媒介としてグローバル・ガヴァナンスを実効的なものとするよう関心を深める。
意見法廷を媒介としてグローバルな刑事裁判所を強化する。	ICC への加盟と支持を強めるよう政権党に働きかける。		
戦争や他の形態の国際的強圧力の行使に対して反対すること。	ICJ の強制的判決を政権党が受け入れるよう求めること。		
時宜を得た実効的裁定の強化。		実効的な超国民的行政ネットワークの設定。	実効的で時宜を得た契約型審判の強化。
個別の領域で超国民的な民主的ネットワークを構築する。	世界政治への参加を奨励する。		
アドホックな民主的コミュニティの展開と自己組織化。		被雇用者間の超国民的連鎖の積極的構築。	越境型の経済と政治の活動への参加。

- 1) Daniele Archibugi and David Held, eds., *Cosmopolitan Democracy: An Agenda for a New World Order* (Cambridge: Polity Press, 1995); David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (Cambridge: Polity Press, 1995, 佐々木寛〈訳〉『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』NTT 出版, 2002 年)。
- 2) David Held, *Models of Democracy*, 1st ed. (Cambridge: Polity Press, 1995, 中谷義和〈訳〉『民主政の諸類型』御茶の水書房, 1998年)。
- 3) 代表例としては, 2 人の国連事務総長と WTO 専務理事の発言を挙げることができる。次を参照のこと。Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Democratization* (New York: United Nations, 1996); Kofi Annan, "Democracy as an International Issue," *Global Governance* 8, no.2 (2002), pp. 135-42; Pascal Lamy, *Towards World Democracy* (London: Polity Network, 2005)。
- 4) 国際関係における多元主義の高まりについては, 次の「新自由主義」派の論者によって検討されている。Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence: World Politics in Transition* (Boston: Little & Brown, 1977)。この点については, 次の「グローバル市民社会」派の論者によっても指摘されている。Mary Kaldor, *Global Civil Society: An Answer to War* (Cambridge: Polity Press, 2003)。
- 5) Daniele Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens: Toward Cosmopolitan Democracy*, N. J.: Princeton University Press, 2008, 中谷義和ほか訳『グローバル化時代の市民像：コスモポリタン民主政へ向けて』法律文化社, 2010年)；David Held, *Cosmopolitanism: Ideals and Realities* (Cambridge: Polity Press, 2010, 中谷義和〈訳〉『コスモポリタニズム：民主政の再構築』法律文化社, 2011年)。
- 6) Mathias Koenig-Archibugi, "Is Global Democracy Possible?" *European Journal of International Relation* 16, no. 4 (2010), pp. 1-24.
- 7) David Held, *Global Covenant: The Social Democratic Alternative to the Washington Consensus* (Cambridge: Polity Press, 2004, 中谷義和・柳原克行〈訳〉『グローバル民主政の展望：経済・政治・法のフロンティア』日本経済評論社, 2005年)。
- 8) 次を参照のこと。Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens*, Table 5.1.
- 9) この方向については次を参照のこと。John Dryzek, "Global Democratization: Soup, Society, or System?" *Ethics & International Affairs* 25, no. 2 (Summer 2011), pp. 211-34.
- 10) Philip G. Gerny, "Political Agency in a Globalizing World: Toward a Structural Approach," *European Journal of International Relations* 6, no. 4 (2000), pp. 435-63.
- 11) Richard Beardsworth, *Cosmopolitanism and International Relations* (Cambridge: Polity Press, 2011); Garrett W. Brown, "Bringing the State Back into Cosmopolitanism: The Idea of Responsible Cosmopolitan States," *Political Studies Review* 9 (2011), pp. 53-66.
- 12) こうした諸機関については, 国連システムとの関連において次でも検討されている。Chadwick Alger, "Expanding Governmental Diversity in Global Governance: Parliamentarians of States and Local Governments," *Global Governance* 16 (2010), pp. 59-79.
- 13) 次を参照のこと。Thomas Carothers, "Is a League of Democracies a Good Idea?"

(Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, May 2008). 同様の議論については次も参照のこと。“Roundtable: Can Democracies Go It Alone?” このラウンドテーブルには次の論者が参加している。James M. Lindsay, Stephen Schlesinger, Kishore Mahbubani, and Ruth Wedgwood. 所収論文は次である。*Ethics & International Affairs* 23, no.1 (2009). また、次も参照のこと。Daniele Archibugi, “A League of Democracies or a Democratic United Nations,” *Harvard International Review* (October 2008), hir.harvard.edu/a-league-of-democracies-or-a-democratic-united-nations.

- 14) 次を参照のこと。Richard Youngs, *International Democracy and the West: The Role of Governments, Civil Society, and Multinational Business* (Oxford: Oxford University Press, 2004). EU の政策に学び得るものがあることについては次を参照のこと。Richard Youngs, *The European Union and the Promotion of Democracy* (Oxford: Oxford University Press, 2001). 国連の積極的役割については次を参照のこと。Edward Newman and Ronland Rich, eds., *The UN Role in Promoting Democracy: Between Ideals and Reality* (Tokyo, United Nations University Press, 2004).
- 15) 次を参照のこと。Allen Buchanan and Robert O. Keohane, “The Legitimacy of Global Governance Institutions,” *Ethics & International Affairs* 20, no. 4 (2006), pp. 405-37.
- 16) ひとつの検討として次を参照のこと。Heikki Patomaki and Teivo Teivainen, *A Possible World: Democratic Transformation of Global Institutions* (London Zed Books, 2004). 次も。Thomas D. Zweifel, *International Organizations and Democracy: Accountability, Politics, and Power* (Boulder, Colo.: Lynne Rienner Publishers, 2005).
- 17) 国連の現実過程について、資料の渉猟を踏まえた分析については次を参照のこと。Courtney B. Smith, *Politics and Process at the United Nations: The Global Dance* (Boulder, Colo.: Lynne Rienner Publishers, 2005).
- 18) 次のハンドブックを参照のこと。Antonio Cassese, *International Criminal Law* (Oxford: Oxford University Press, 2003).
- 19) Marlies Glasius, “What Is Global Justice and Who Decides? Civil Society and Victim Responses to the International Criminal Court’s First Investigations,” *Human Rights Quarterly* 31 (2009), pp. 496-520.
- 20) 「カンパラ会議」については次を参照のこと。ICC, “Delivering on the Promise of a Fair, Effective and Independent Court: Review Conference on the Rome Statute,” www.iccnw.org/?mod=review.
- 21) ICC と陪審制とを結びつけようとする試みについては次を参照のこと。Eugene P. Deess, John Gastil, and Colin J. Lingle, “Deliberation and Global Criminal Justice: Juries in the International Criminal Court,” *Ethics and International Affairs* 24, no. 1 (Spring 2010), pp. 69-90.
- 22) Richard Falk, *Law in an Emerging Global Village: A Post-Westphalian Perspective* (Ardley, N. Y.: Transnational Publishers, 1998).
- 23) 受け入れ国のリストについては次を参照のこと。“Declarations Recognizing the Jurisdiction of the Court as Compulsory,” www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2

=1&p3=3. このウェブサイトは各国の声明も所収している。

- 24) 次も参照のこと。Sabino Cassese, "Administrative Law without the State? The Challenge of Global Regulations," *NYU Journal of International Law and Politics* 37 (2006), n4, pp. 663-94; Nico Krisch and Benedict Kingsbury, "Global Governance and Global Administrative Law in the International Legal Order," *European Journal of International Law* 17, no. 1 (2006), pp. 1-13.
- 25) Richard Falk and Andrew Strauss, "Toward Global Parliament," *Foreign Affairs*, 1 (January/February 2001), pp. 212-20. シュトラウスは、この種の議会を創設するための多様な司法的方法を次において検討している。Andrew Strauss, *Taking Democracy Global: Assessing the Benefits and Challenges of a Global Parliamentary Assembly* (London: One World Trust, 2005).
- 26) 次は、国連が承認した NGO の可能性について検討している。Chadwick Alger, "The Emerging Roles of NGOs in the UN System: From Article 71 to a People's Millennium Assembly," *Global Governance* 8 (2002), pp. 93-117.
- 27) 権威主義レジームは自由で公平な選挙をもって世界議会 (WPA) の議員を指名するか、それとも、この議会に議員を派遣しないことで国際的孤立を深めるかというジレンマに立たされざるを得ないことになる。また、政府が WPA に参加しようとしないうち、WPA は当該国の代表者を「オブザーバー」として招聘することに合意することもできよう。
- 28) 国連議会の創設キャンペーンですら、選挙システムの、また、こうした世界議会の議員数の展望を提示している。次を参照のこと。en.unpacampaign.org/news/374.php. 次も参照のこと。Fernando Iglesias, *Globalizar la democracia: Por un Parlamento Mundial* (Buenos Aires: Manantial, 2006).
- 29) Carol Gould, *Globalizing Democracy and Human Rights* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).
- 30) John Dryzek, *Deliberative Global Politics* (Cambridge: Polity Press, 2006); Terry Macdonald, *Global Stakeholder Democracy* (Oxford: Oxford University Press, 2008).
- 31) 事例研究については次を参照のこと。Kate Macdonald, "Globalising Justice within Coffee Supply Chains? Fair Trade, Starbucks, and the Transformation of Supply Chain Governance," *Third World Quarterly* 28, no. 4 (2007), pp. 793-812.
- 32) Macdonald, *Global Stakeholder Democracy*, pp. 95-96. 応用例については次を参照のこと。Kate Macdonald and Terry Macdonald, "Democracy in a Pluralistic Global Order: Corporate Power and Stakeholder Representation," *Ethics & International Affairs* 24, no. 1 (Spring 2010), pp. 19-43.
- 33) 国際的問題において、排除しないことが求められるということが次の著書の中心テーマをなしている。Raffaele Marchetti, *Global Democracy: For and Against* (London: Routledge, 2008).
- 34) Frantz Fanon, *The Wretched of the Earth* (New York: Grove Weidenfeld, 1963, 鈴木道彦・浦野衣子 (訳) 『地に呪われたる者』みすず書房, 1996年)。

- 35) Paul Collier, *The Bottom Billion: Why the Poorest Countries Are Failing and What Can Be Done About It* (Oxford: Oxford University Press, 2007, 中谷和男〈訳〉『最底辺の10億人：最も貧しい国のために本当になすべきことは何か』日経 BP 社, 2008年)。
- 36) 次を参照のこと。Jan Aart Scholte, "Civil Society and Democracy in Global Governance," *Global Governance* 8 (2002), pp. 281-304.
- 37) 代表例として、ジョージ・クルーニーをダーファとアンジェリア・ジョリエの代弁者とし、国連難民高等弁務官の親善大使としたことを挙げるができる。
- 38) 2006年5月1日、アメリカにいる移民たちは仕事、商店、学校をボイコットすることで、アメリカの経済と社会に占める自らの存在の重要性を示そうとした。
- 39) 「サン・パピエ（無許可）」運動はフランスで2007年4月に始まり、無許可の移民集団がマシイのサン・ポール教会を占拠し、自らの権利の承認を求めている。
- 40) 次を参照のこと。Luis Cabrera, *The Practice of Global Citizenship* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010).
- 41) Seyla Benhabib, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004, 向山恭一〈訳〉『他者の権利：外国人・居留民・市民』法政大学出版局, 2006年)。
- 42) Eleonore Kofman, "Figures of the Cosmopolitan: Privileged Nationals and National Outsiders," Chris Rumford, *Cosmopolitanism and Europe* (Liverpool: Liverpool University Press, 2007).
- 43) Pippa Norris, "Global Governance and Cosmopolitan Citizenship," Joseph Nye and John D. Donahue, eds., *Governance in a Globalizing World* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2000).
- 44) 次を参照のこと。Peter Furia, "Global Citizenship, Anyone? Cosmopolitanism, Privilege and Public Opinion," *Global Society* 19, no. 4 (2005), pp. 331-59.
- 45) 現局面の諸活動の記述については「グローバル民主政の構築」の次のウェブサイトを参照のこと。www.buildingglobaldemocracy.org/
- 46) Kate Macdonald, "Global Democracy for a Partially Joined-up World: Toward a Multi-level System of Public Power and Democratic Governance?" Daniele Archibugi, Mathias Koenig-Archibugi, and Raffaele Marchetti, eds., *Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011).
- 47) トランスナショナルなアクターを民主的グローバル・ガヴァナンスの推進主体であるとし、その楽観的ではあるが、冷めた分析については次を参照のこと。Magdalena Bexell, Jonas Tallberg, and Anders Uhlin, "Democracy in Global Governance: The Promises and Pitfalls of Transnational Actors," *Global Governance* 16 (2010), pp. 81-101.
- 48) *Global Civil Society Yearbook*, vol. 1 (Oxford: Oxford University Press, 2001), p. 4. この年報は、2001年以降、LSEのグローバル・ガヴァナンスによって発行されており、グローバル市民社会の意義と諸活動について広く分析している。次も参照のこと。Kaldor, *Global Civil Society: An Answer to War*.
- 49) Scholte, "Civil Society and Democracy in Global Governance."

- 50) 「グローバル化」時代における政党の可能性と制約性の検討という点で、次が注目すべき試みを提示している。Katarina Sehm-Patomaki and Marko Ulvila, eds., *Global Political Parties* (London: Zed Books, 2007).
- 51) Socialist International, "Reforming the United Nations for a New Global Agenda" (Socialist International Position Paper 2005.1.24, New York, 2005).
- 52) 次を参照のこと。Jan Aart Scholte, "Political Parties and Global Democracy," Sehm-Patomaki and Ulvila, eds., *Global Political Parties*.
- 53) 次を参照のこと。Heikki Patomaki and Teivo Teivainen, "Researching Global Political Parties," Sehm-Patomaki and Ulvila, eds., *Global Political Parties*.
- 54) 概観については次を参照のこと。Ronaldo Munck, *Globalization and Labour: The New "Great Transformation"* (London: Zed Books, 2002).
- 55) 次を参照のこと。Jackie Smith, *Social Movements for Global Democracy* (Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press, 2008).
- 56) Andrew Crane, Dirk Matten, and Jeremy Moon, *Corporations and Citizenship* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008).
- 57) 次は、ボトムアップ政治が冷戦の終焉という点で、極めて重要な役割を果たしたことを伝えている。Mary Kaldor, ed., *Europe from Below: An East-West Dialogue* (London: Verso, 1991).

* 本稿の草案は「国際研究学会 (International Studies Association)」年次大会 (カナダ, モントリオール, 2011年3月), および, セント・ガレン大学の「民主政とグローバル・ガヴァナンス・プログラム研究会」(スイス, 2011年6月)で公表されている。我々の両名は参加者のコメントに感謝の意を表す。また, 本誌に所収されるに際しては, 3名のレフリーと編集部の大の配慮を受けている。

[付言・訳者]

本稿は次に所収論文の邦訳である。Daniele Archibugi and David Held, "Cosmopolitan Democracy: Paths and Agents," *Ethics & International Affairs*, 25, no. 4 (2011), pp. 433-461.

「グローバル化」状況のなかで、グローバルなレベルで民主政をどのように展望すべきかという問題も重要な課題として浮上している。これは歴史としての現代の状況に負い、課題への対応の必要の認識に発している。本論文の著者はこうした課題に取り組んでいる代表的研究者であり、既に、両者の著書も邦訳されている。

本論文を訳出し、本誌に掲載すべきであると判断したのは、本論文が、“グローバル”というより“コスモポリタン”型民主政の概念を著者たちの視点から明らかにするとともに、この分野の論者たちの理論的特徴と提言を手際よく整理しているだけでなく、著者たちの「コスモポリタン民主政」の理念において、その方途と担

い手について新しい視野が提示されているし、その提言にも注目すべきものがあると判断したからである。

著者の D. アーキブージは「イタリア国立研究評議会 (Italian National Research Council)」の教授であり、2010年に続いて、2012年の夏季集中講義（9月10日-14日）のために本学に来校することになっている。また、D. ヘルドは LSE の教授であり、多くの著作を残し、いくつかの著書はすでに訳出されている。

なお、本論文は草稿の局面で訳者に送られていたが、研究誌に所収されるのを待って、両著者と所収誌の編集部の許可を得て訳載した。